

医療機器フォーラム規約

(名 称)

第1条 本会は、「医療機器フォーラム」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、国立医薬品食品衛生研究所医療機器部内におく。

(目 的)

第3条 医療機器の健全な発展をはかるために、わが国における医療機器の設計・開発、品質管理、医療機器に関する政策や規制ならびに市場展開等に係る最新の課題について、異種分野の研究者および産官学の情報交換の場を作ることとする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開発ニーズの高い医療機器等を対象とした講演会等の開催
- (2) 医療機器の品質管理、政策や規制ならびに市場展開等に関する講演会等の開催
- (3) その他、目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の維持と発展に協力する法人・団体、官公庁、教育・研究機関および企業等に所属する個人ならびに運営委員会が認める個人とし、フォーラム講演会に参加することでその資格を得るものとする。

2. 本会の事業活動に賛同・支援を希望する法人・団体については、所定の手続きを行った上で、賛助会員として参加できる。
3. 事務局設置組織に所属する常勤職員は自動的に特別会員となり、本会の運営に携わる。

(会 費)

第6条 原則として、会費は講演会への参加費をもってこれに充てる。

2. ただし、賛助会員の年会費は以下のとおりとする。
年額 一口 30,000円 一口以上
3. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員期間)

第7条 会員資格は、参加した講演会の日から発生し、次回講演会開催日の前日に喪失するものとする。

2. 賛助会員においては、その資格を得た会計年度末をもってその資格を喪失するものとする。
3. その他、本会の目的を達成する上でその者の行いが不適切と判断される場合等は、事前通告のうえ、その期間を終える前に代表が当該会員の資格を喪失させることができる。

(講演会等参加費)

第8条 原則として、講演会等に参加する者は本会が定めた所定の参加費を支払うこととする。

2. 賛助会員に所属するものの参加費は5名まで無料とする。
3. 特別会員の参加費は無料とする。
4. その他、代表が認める者の参加費を無料とすることができる。

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 会計監査役 2名

2. 代表は、前代表の推薦を受け、講演会で会員からの承認を得たものが務めることとする。
3. 事務局長および会計監査役は、代表が指名する。
4. 役員の任期は、原則2年とする。ただし、再任はさまたげない。
5. 役員の報酬は無償とする。

(役員職務)

第10条 代表は、本会を代表し会務を総括し、講演会等を開催する。

2. 事務局長は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計監査役は本会の収支状況を監査し、講演会等において報告するものとする。

(運営)

第11条 本会の運営を円滑にするため、必要に応じて運営委員会等をおくことができる。

2. 運営委員会は、役員ならびに若干名の運営委員をもって構成する。
3. 運営委員は、代表が選任した会員とする。
4. 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。
5. 必要に応じて運営委員会の下部に小委員会を設置することができる。
6. 小委員会は、役員が選任した委員をもって構成する。
7. 小委員会委員の任期は、1年とする。ただし、再任はさまたげない。
8. 上に定めた各種委員の報酬は無償とする。

(顧問)

第12条 本会は、必要に応じて顧問(若干名)をおくことができる。

2. 顧問は、運営委員会が毎年度委託する。
3. 顧問は、本会の運営等について意見を具申することができる。
4. 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任はさまたげない。
5. 顧問の報酬は無償とする。

(講演会等の開催)

第13条 講演会は、年1回以上開催するものとする。

2. 講演会を開催するときは、代表が少なくとも2ヶ月以前に講演会の開催案内を通知するものとする。
3. 運営委員会等を招集するときは、代表が少なくとも10日以前に委員会等の議題を示した書面をもって運営委員等に通知するものとする。

(事業計画、収支報告)

第14条 本会の事業計画は代表の統括のもと、必要に応じて運営委員会の合議をもって企画・立案する。

2. 事務局長は本会の収支および監査結果を講演会において報告する。

(経費)

第15条 本会に要する経費は、賛助会員年会費、講演会参加費およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、規約改訂を含めて本会に関し必要な事項は、代表が必要に応じ
て運営委員会等を招集し、討議を経て定める。

付 則

1. この規約は、平成16年10月23日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成20年3月末までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず設立の日から、平成17年3月末日までとする。
4. 本規約の一部改訂は、平成29年5月22日より施行する。